

# 長期継続契約 幼児教育・保育の無償化事務用端末賃貸借（その2） 仕様書

## 1 契約内容

子ども・子育て支援事業に係る業務を行うため、業務用端末を賃貸借するもの。

## 2 契約期間等

- (1) 契約期間 (自) 契約締結日の翌日 (至) 令和10年2月29日  
準備期間 (自) 契約締結日の翌日 (至) 令和5年2月28日  
賃貸借期間 (自) 令和5年3月1日 (至) 令和10年2月29日

### (2) 履行場所

施設名 子ども未来部子育てあんしん課 執務室内  
所在地 盛岡市神明町3-29

### (3) 支払方法

支払方法は、本契約に係る一切の費用を賃貸借料金として60か月均等払いするものとし、賃貸借期間中に次のとおり支払うものとする。

#### ア 契約初年度（令和4年度）

年1回とし、支払いは次のとおりとする。

	賃貸借料の支払該当月	支払月数
第1回	3月分	1か月

#### イ 令和5～8年度

年4回とし、支払いは次のとおりとする。

	賃貸借料の支払該当月	支払月数
第1回	4月～6月分	3か月
第2回	7月～9月分	3か月
第3回	10月～12月分	3か月
第4回	1月～3月分	3か月

#### ウ 契約最終年度（令和9年度）

年4回とし、支払いは次のとおりとする。

	賃貸借料の支払該当月	支払月数
第1回	4月～6月分	3か月
第2回	7月～9月分	3か月
第3回	10月～12月分	3か月
第4回	1月～2月分	2か月

## 3 賃貸借機器

ノートPCまたはデスクトップPC 1台

機器の詳細は、別紙「機器内訳書」のとおりとする。

#### 4 納入要件

納入に際して、次のとおり作業等を行うこと。

- (1) 搬入、設置、庁内ネットワークとの接続、通信確認及びアプリケーション動作のための各種設定を行うこと。
- (2) 納入に際して、庁内ネットワークに接続して使用するために必要な設定（セキュリティ設定等）を情報企画課が実施するので、事前搬入を行うなど、情報企画課と協議の上、作業すること。
- (3) ディスプレイ及びパソコン本体に、契約期間等を記載したラベル及び指定するホスト名を記載したラベルを貼付すること。貼付位置は発注者が指示する。

#### 5 保守対応

- (1) 賃貸借料金には、機器の設置及び機器を正常な状態で作動させるための設定・保守に係る費用を含むものとする。
- (2) 故障修理等の対応については、発注者からの申し出に基づき、速やかに技術員を派遣し、正常な状態に回復させることとする。

#### 6 その他

- (1) 設置作業にあたっては、事前に発注者と協議を行い、日程等について承諾を得たうえで行うこと。
- (2) 賃貸借期間終了後、機器の引き上げ（搬出・撤去）は受注者が行うこと。また、引き上げ後の機器の記憶媒体は、格納されていたデータが復元ソフトウェア等を用いても抽出できないように、物理的方法または電磁的方法による破壊、データ消去ソフトウェアによる上書き消去、ブロック消去のいずれかの方法により消去措置を行うとともに、作業の完了証明書を提出すること。
- (3) 本仕様書に記載のない事項であっても、本契約における機器の設置等にあたり必要となる事項は、全て実施すること。
- (4) 令和5年度以降において、盛岡市の歳出予算におけるこの契約に係る予算額の減額又は削除があった場合、発注者はこの契約を変更又は解除することができることとする。
- (5) この仕様書に疑義が生じたとき、又は明示されていない事項については、両者協議のうえ決定することとする。